

松風台
全戸配布

松風台の大災害

防災会だより
第42号

～地震・火事などに備えて～



目次

防災マニュアル
保存版

1. 想定される災害と防災活動の経過	-2-
2. 平時時/大災害発生時の活動組織	-3-
3. 大災害時要援護者支援制度	-4-
4. 大災害発生時防災行動	
4.1 発災初期行動フロー	-5-
4.2 自宅が避難所	-6-
4.3 自宅から避難する<経路>と<場所>	-7-
4.4 災害対策本部の活動	-8-
4.5 消火設備の配置	-9-
5. 平時時の住宅火災対策	
5.1 茅ヶ崎市の過去3年間の火災発生状況	-10-
5.2 住宅火災 命を守る5つの出火原因対策	
5.3 住宅火災 命を守る3つの住宅施設対策	-11-
5.4 火災発見3つのステップ	
5.5 平時時の住宅火災発生時の活動	
6. 参考までに	-12-

1. 想定される災害と防災活動の経過

1.1 想定される災害

①東海地震はいつ起こってもおかしくない(気象庁)

発生の切迫性が指摘されており、茅ヶ崎市では震度6弱以上のゆれで次の通り被災が想定されています。



被災項目	茅ヶ崎市の被災想定
死者	10名
建物全壊	330棟
火災焼失	780棟

神奈川県地震被害想定調査報告書 平成21年3月による
(冬季18時、風速6.3m/sの想定条件)



②松風台は木造住宅密集地帯

周辺の香川・甘沼・みずきを含めてクラスター(延焼運命共同体)と云われており、1棟から火災が発生した場合に消火活動をしないと次々と延焼してしまい約5,000棟が全焼してしまうおそれがあります。火災は地震発生時のみならず、平和な日頃 様々な原因により住宅火災が発生するおそれがあります。

③更に、これからの異常気象などによる様々な自然災害を想定

松風台は、海岸から4Km離れて海拔10mの丘陵地帯にあり幸いにも今日まで40年の歴史上 自然災害とは無縁でした。しかし、昨今の異常気象により毎年日本のどこかで、その住民が想定さえしていなかった突然の大災害が発生しています。今後も松風台で経験したことがない自然災害と無縁とは云えません。

暴風雨・洪水

土砂石流

津波

富士山 噴火灰

落雷



遠くで発生する災害にも無縁ではありません。3・11東日本大震災の時に、茅ヶ崎市の被害は少なかったけれども、発電所被災による計画停電や、流通機能が停止して店頭から乾電池や牛乳などが姿を消してしまいました。

1.2 防災活動の経過

①防災活動の歴史

1980年10月 自治会組織の中に、自治会役員・班長が兼務する形で 防災会が発足した。

1997年4月 阪神淡路大震災を教訓に「自分たちの街は自分たちで守る」4M体制を構築した。

4M体制

Man

Machine, Material

Method

—消火や救護には専門的な防災常任者を常時配置する。

—3公園に防災倉庫を配置して資機材を分散して順次充実させる。

—松風台自治会防災会規則の制定

2012年4月 東日本大震災の教訓に基づき、もっと実践的に活動できるように組織や行動指針を改訂した。

その後、2013年1月に発生した住宅火災事故の反省から、防災活動は大災害時の為のみならず、平和な日頃の予防活動にも重点を置いて今日に至っている。

発生してしまった災害や事故は把握・分析して、防災活動4M体制を見直し改善して充実させてきました。

②今後の防災活動

松風台自治会員の結束は強い

- ・自治会加入率は全戸数 100% 加入
- ・住環境維持の為「松風台住民協定」を結び
- ・地方自治法 法人化「認可地縁団体」に登録
- ・しかし、高齢化率 48.7% (2014年9月 市統計)

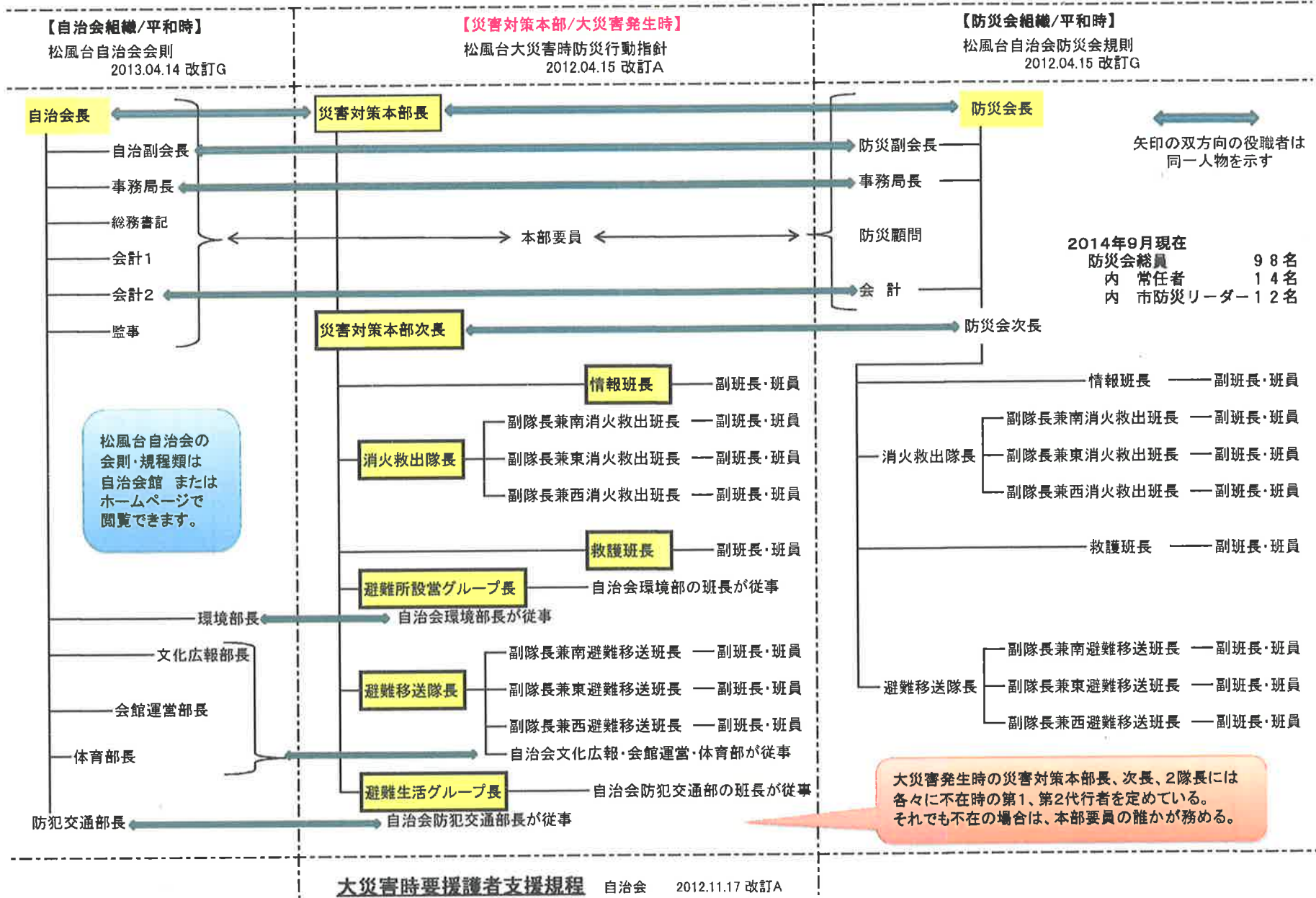
防災会の義務

- ・防災会規則第4条に基づき4つの事業の推進。

自治会員へ要望

- ・防災知識の更なる習得と、1つでも2つでも実行
- ・平和な日頃から、向こう三軒両隣近所の助け合い

2. 平時時/大災害発生時の活動組織



【平時時/自治会活動】

- ・要援護者/安否確認者分担表の維持管理
- ・要援護者の現況確認

【大災害発生時/災害対策本部】

- ・要援護者の安否確認
- ・避難移送

【平時時/防災会活動】

- ・避難移送訓練

防災会だより第42号

3. 大災害時要援護者支援制度

①この制度の歴史

松風台自治会では、近い将来の高齢化に先駆けて独自に検討を開始して2005年4月の自治会総会にて「災害弱者救済規程」を制定して、主に要援護者の登録から活動開始しました。その後、試行錯誤を繰り返しながら、なお茅ヶ崎市でも「災害時要援護者支援制度」が発足し普及してきたので2012年4月から要援護者登録業務を市へ移管して、自治会では要援護者ひとり一人に安否確認者を指定するなど本来の支援業務に重点をおくことにしました。

登録はいつでも
お待ちしております



②大災害時要援護者支援規程の要点 松風台自治会規程 No.06 2012.11.17 改訂 A

第1ステップ 市への登録

要援護者として登録希望者は、市へ災害時要援護者支援制度登録申請書を提出してください。

日常的に周囲の支援を必要としている方、災害時に自分一人で移動が困難な方は担当の民生委員・児童委員にも相談してみてください。

第2ステップ 顔なじみに

自治会は、市から提供される災害時要援護者支援制度登録台帳により、下記の表を作成し、要援護者ひとり一人に安否確認者（地域支援者）を指定し、安否確認者は要援護者を訪問して顔なじみになり、日頃から意志の疎通をよくします。

YYYY年度 要援護者/安否確認者分担表

YYYY.MM.DD 現在

No	要援護者							安否確認者			備考	
	班	地番	氏名	年齢	性別	電話番号	地区	自治会班長		防災会避難移送班員		
								地番	氏名	地番		氏名

第3ステップ もし、大災害が発生したら

松風台大災害時防災行動指針

2012.04.15 改訂 A

安否確認者は まず自ら、及び家族の安全確認を行い、無事であれば、次に担当する要援護者宅を訪問して安否確認した結果を災害対策本部(自治会館)に報告する。



③支援制度を維持する年度活動スケジュール

No	行為	担当	関連情報など	日程
1	要援護者支援情報の整理	自治会	登録台帳 要援護者/安否確認者分担表など	~4月/中旬
2	要援護者支援会議	会議メンバー	同上	~5月/月上旬
3	要援護者支援活動	自治会	要援護者への啓蒙、避難訓練など	随時
4	登録台帳の更新 (変更があれば通知される)	市→自治会長 民生委員	登録台帳	3,6,9,12月 /月上旬
5	要援護者訪問	計画	自治会	登録台帳
		実施	安否確認者	要援護者/安否確認者分担表など
6	要援護者訪問結果のまとめ	自治会	同上	~3月/下旬

次年度へ
確実な
引継

④松風台の潜在的要救済者

潜在的な要救済者 ???名

要援護者
30名

*要介護認定者
75名

高齢・傷害・病気などの理由により日常生活で手助けを必要とする方々がおられ、人数的には左図のように想像されます。要援護者に登録されていない方々も自治会各班内で情報を共有して助け合いが進むよう自治会としても検討を推進します。

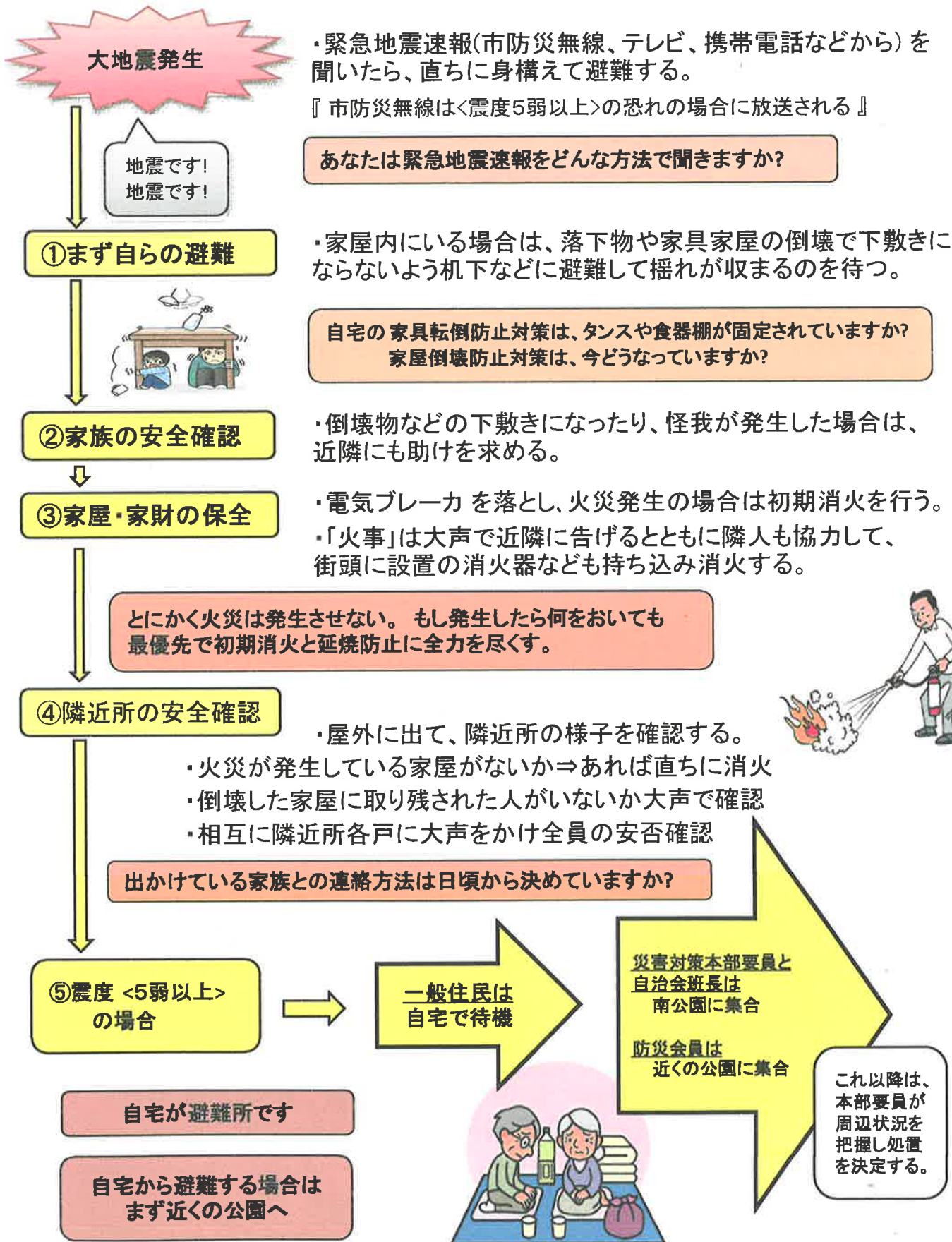


*介護保険認定されている方で、人数は茅ヶ崎市高齢福祉介護課2014年9月現在の情報による。

4.大災害発生時防災行動

4.1発災初期行動フロー

大地震が発生した時に、松風台住民が在宅時にとるべき最初の防災行動要約を示す。



4.2 自宅が避難所

自宅は、地震で倒壊するか火災の危険が迫っている以外は、まず安全な場所です

① 自宅で避難生活する準備は終わりましたか？

電気・都市ガス・上水道が停止することを想定して最短3日間、出来れば1週間分の生活用品を自宅に整えておこう。

停電した

- 夜の照明（枕もとに懐中電灯を）
- ラジオが情報源（携帯ラジオを時々利用）
- 電話（携帯電話のメールも利用）
- 風呂、エアコン、IHヒーター、テレビ、パソコンなど
100V電源が必要なものはあきらめる



都市ガスが止まった

- 台所のコンロ（携帯式LPGコンロが便利、風呂はあきらめる）

上水道が止まった

- 飲料水（2リットルペットボトルが便利）
- 食料（家族 最短3日間、出来れば1週間分の備蓄して、定期的に消費し更新）
- トイレ（様々な市販簡易トイレもあり、生活用水を常に風呂に確保）

② 電話が不通、或いはかかりにくい場合の伝言方法

平和な日頃から操作を試行して取り扱いに慣れておきましょう。

- NTT「災害用伝言ダイヤル171」の活用
自宅の電話番号
被災した 自分の安否を伝えたい場合（録音①） 171 + ① + 0467-□□-□□□□
被災地の人の安否を確かめたい場合（再生②） 171 + ② + 0467-□□-□□□□
- 携帯電話会社「災害用伝言板」の活用⇒各会社のサービスを確認し御利用下さい。

③ 家族との取り決めごと

- 連絡がとれない場合の安否確認はどうしますか？
()

④ 最悪時、自宅から外へ避難する場合の非常持出品は整えましたか？

男女、高齢者、乳幼児、要援護者による必需品の個人差が大きい。自分自身で、又はその人の身になって準備し、即 持ち出せるよう荷造りをしておこう。



- 貴重品（預金通帳、健康保険証、運転免許証、パスポートの写し、現金、など）
- 避難用具（懐中電灯、携帯ラジオ、予備の乾電池、ヘルメット、防災ずきん など）
- 救急用品（救急箱、持病薬 などやお薬手帳） ← 最終ページ広告を参照
- 衣料品（下着、靴下、長袖シャツ、長ズボン、雨具、季節にあった衣類 など）
- 非常食品（乾パン、缶詰、チョコレート、キャンディ、飲料水 など）
- その他 忘れてはならないもの ()
- ()

外へ避難する場合は、非常持出品を持って、まず一時避難場所へ移動する

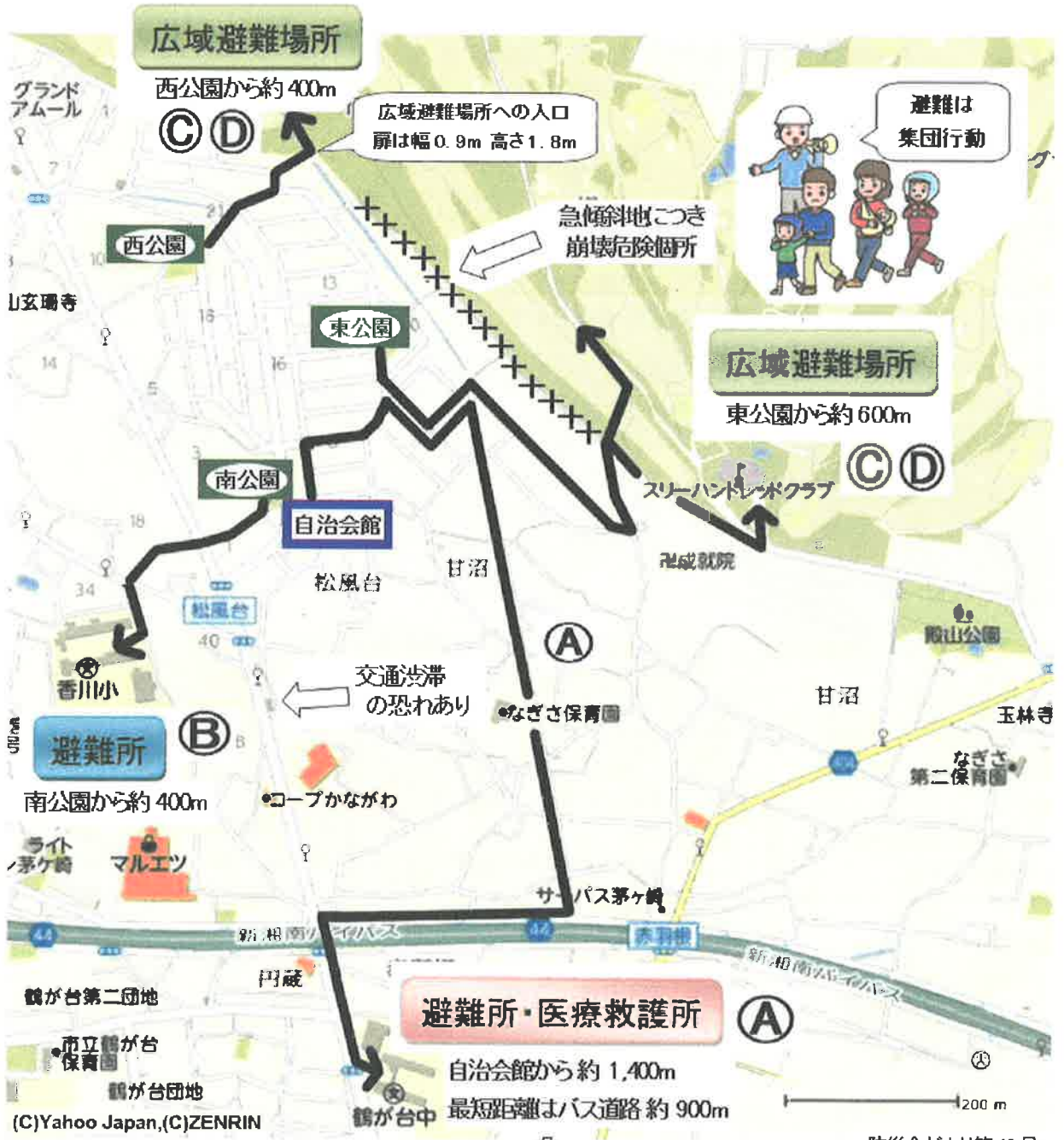
4.3 自宅から避難する<経路>と<場所>

もし、自宅からも避難しなければならない事態の場合は、松風台周辺も大被災で大混乱しています。

松風台災害対策本部で、事前確認のうえ、引率・誘導して集団行動で避難します

避難経路は、安全に通行できるか 倒壊した遮蔽物、道路の陥没や渋滞がないか、事前確認が必要です。
 避難所(学校)は、受入体制が整っているか 避難所の運営者も被災者であり、事前確認が必要です。

自宅から避難が必要な理由	一時避難場所	避難経路	避難所
Ⓐ 負傷による医療手当	松風台自治会館 (応急手当)	下図による 経路を予定	鶴が台中学校 (避難所・医療救護所)
Ⓑ 被災(倒壊、火災)から避難			香川小学校(避難所)
Ⓒ 大規模火災による広域避難	松風台 南東西3公園 (自宅から近い公園)	不特定	スリーハンドレッドゴルフ場 (広域避難場所)
Ⓓ 津波からの避難			スリーハンドレッドゴルフ場 など



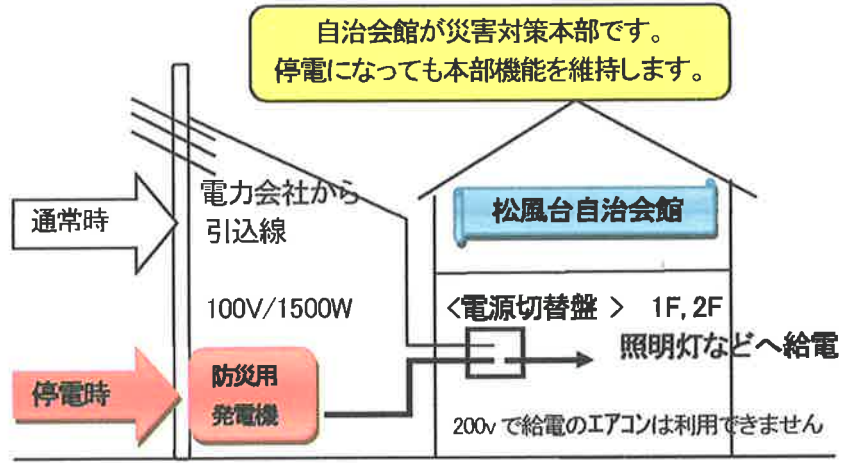
(C)Yahoo Japan,(C)ZENRIN

4.4 災害対策本部の活動

①情報の収集連絡体制

情報班は、被災状況を収集して災害対策本部長へ報告し、本部長の指示を住民に伝達します。

- ・松風台内
 - ・周辺地域
 - ・茅ヶ崎市
- 全貌把握

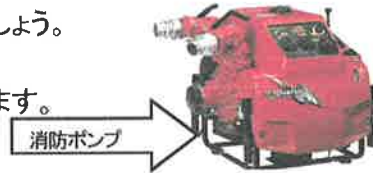


②消火救出体制

大災害発生時には119番 消防車を呼んでも電話さえ通じないでしょう。

消防車は期待できません。

消防救出隊が防災倉庫に配置された様々な設備を用いて活動します。



③負傷者救護体制

家屋倒壊などでの負傷者は、自治会館へ移送します。

救護班は、負傷者の応急手当を施し、重傷者は医療救護所への移送を避難移送隊に進言します。



④避難移送体制

大災害時には、固定電話機や携帯電話機が使用できないことを想定して、移送元と移送先との情報連絡のため業務用簡易携帯型無線機を3台配備しました。

避難移送隊が負傷者の移送や、避難者の誘導を実施します。

重さは昔の携帯電話機並みですが、通話性能は抜群です。



リヤカー

救護所・避難所のある小中学校までの長距離移送に最も適しています。負傷者2名を乗せて2~3名で容易に移動できます。



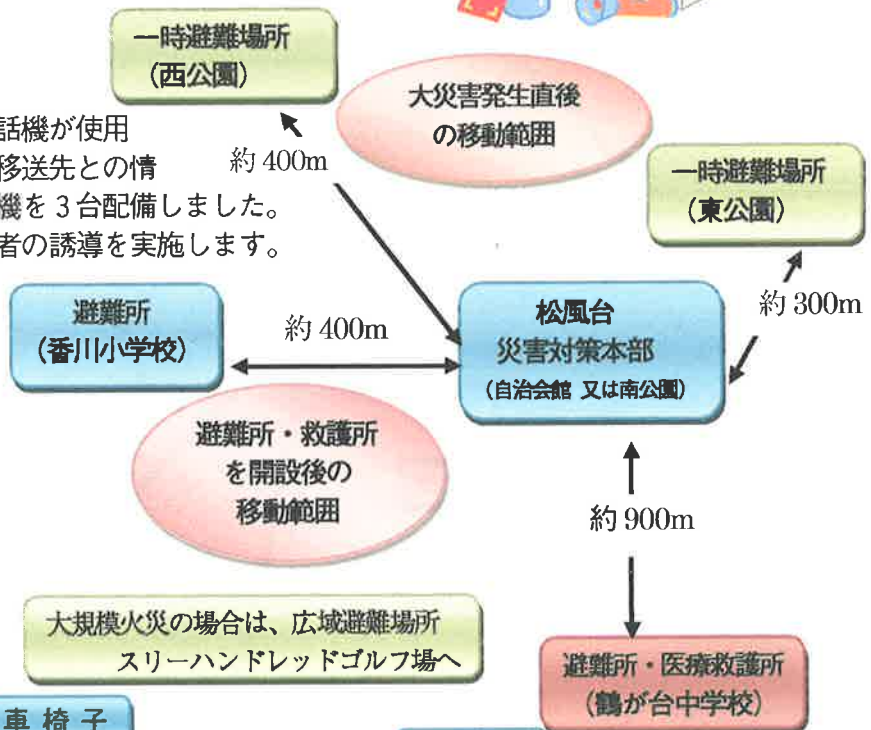
車椅子

災害時に拘らず日頃から利用されている方法で誰でも容易に移送できます。しかし、段差や坂道での移送には慣れておく必要があります。



担架

自力で動けない負傷者を緊急にその場から避難させる場合に利用します。但し、重いので2名では10数m程度の距離が限界です。



⑤避難生活体制 — 市配備職員、学校職員、及び湘北地区自治会連合会が合同で運営します。

5. 平和時の住宅火災対策

5.1 茅ヶ崎市の過去3年間の火災発生状況 (茅ヶ崎市消防本部ホームページより)

年 〔1月～12月〕	出火原因			建物 全焼	死 者	負傷 者
	第1位	第2位	第3位			
2011年	放火 26件	たばこ 7件	ストーブ 5件	6棟	3名	8名
2012年	放火 14件	こんろ 4件	たばこ 3件	2棟	0名	8名
2013年	放火 18件	こんろ 12件	電気機器・装置 4件	5棟	3名	26名
3年間合計	放火 58件	こんろ 16件	たばこ 10件	13棟	6名	42名

放火には「放火の疑い」も含む 第4位 ストーブ 第5位 電気機器・装置



5.2 住宅火災 命を守る5つの出火原因対策

第1位 放火させない・されない対策を最優先で

・放火は自己責任ではないなどと云っておられません。防火対策のみならず、地域の防犯対策や住環境を良くすることにもつながります。



- ① 自宅を一周して、雑誌や新聞紙など燃えやすい物を片づけて一掃し、整理整頓しましょう。
- ② 外灯を取り付けるなど家の周りを明るくしましょう。また、外出時や就寝時には戸締りを確認しましょう。
- ③ ごみは決められた収集日の朝に、分別して出しましょう。

ダメです。火がついています

第2位 ガスこんろ などのそばを離れるときは、必ず火を消しましょう。

- ・ こんろ は自己責任出火原因の第1位を占めています。
- ・ 調理中は絶対にこんろや天ぷら鍋のそばから離れない。
- ・ こんろ内や周囲の油汚れは使用後に清掃する。
- ・ こんろの周囲には燃えやすい物は置かない。
- ・ ガスの中間コックは使用後に必ず閉める。
- ・ 電気調理器の上には物を置かない。



第3位 寝たばこは、絶対やめましょう。



喫煙されている方は この際
思い切って禁煙にしませんか?

自分の健康の為、家族の健康の為
一挙両得ですよ。

これも ダメです



第4位 ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用しましょう。

- ・ 特にカーテンから離れた位置に置く。
- ・ 給油する場合は、火を消してから。
- ・ 暖房シーズン前に点検整備を行う。

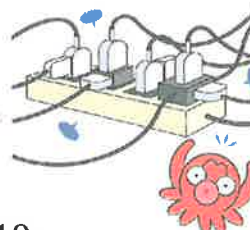
危ない。燃えます



第5位 電気配線 たこ足しはやめましょう。

- ・ コンセントや配線が熱いと燃えるおそれがあります。

ほこりが貯まると漏電の原因にもなります。



5.3 住宅火災 命を守る3つの住宅施設対策

【対策 その1】 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置しましょう。

- ・茅ヶ崎市火災予防条例により、寝室、及び寝室がある階の階段の上に設置は市民の義務です。
- ・火気を多く使う台所にもできるだけ設置しましょう。

ピー ピー
火事です 火事です



【対策 その2】 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用しましょう。

- ・身近な生活用品には『防災 = 燃えにくい』 繊維を使用した寝具やカーテンなどを使用しましょう。

防災品ラベル



【対策 その3】 火災を小さいうちに消すために、家庭用消火器等を設置しましょう。

- ・家庭用消火器は、様々なものがあるので、自分が取り扱うのに適したものを選びましょう。
- ・軽いほど取り扱いが容易ですが、消火剤が少ないので 複数本数を準備する方法もあります。粉末消火器、酢消火器、投てき型消火器、水バケツ—冷却消火、布シート類—窒息消火

天ぷら油や電気火災には厳禁



5.4 火災発見3つのステップ

第1ステップ 周りに知らせる ⇒ 第2ステップ 初期消火を ⇒ 第3ステップ 避難する。



- ・とにかく大きな声、大きな音を出して周辺の人に知らせる。
- ・消火器は自宅に必需品です。
- ・天井まで炎が届いたら手に負えません 命を最優先にして避難しよう。

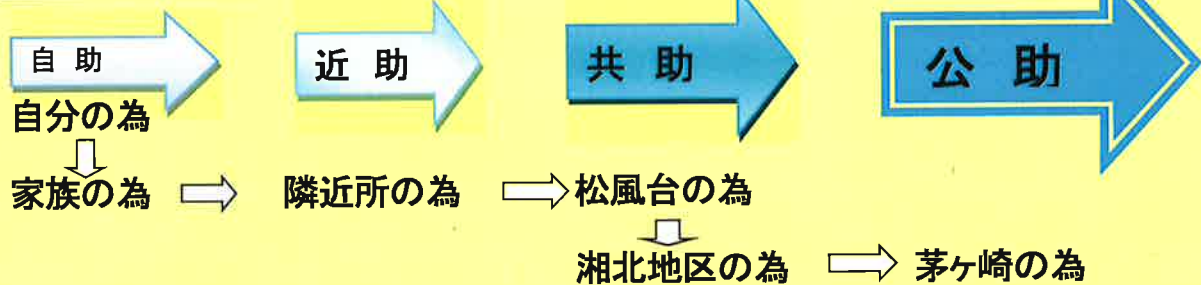
5.5 平和時の住宅火災発生時の活動 いつ、誰が、何をするのか?

活動の流れ		初期活動	本格活動	鎮火後活動
当事者				
自助	発生住宅者 延焼住宅者	火災発生	119番通報	被災状況把握 復旧計画—短期、長期 り災証明書 請求
近助	近隣住宅者 通行者 *1	初期消火	隣近所の助け合い (臨機応変な被災者の救済活動)	
公助	消防署		本格消火	被災状況詳細調査 り災証明書 発行 様々な救済支援活動
	市役所			
共助	自治会 *2	必要に応じて		被災者のケア、自治会館の開放など 市役所の支援制度へのサポート

*1 居合わせた隣近所の人々の助け合いが重要であることは 2013年1月 住宅火災時に証明されました。
*2 自治会が直ちに組織的な活動を開始することは困難であり、隣近所の協力を ぜひ お願いします。

6.参考までに

①大災害への備えは、まず自分の為、家族の為



②自分の身の回りで予想される災いを防ぐ方法は、何事も共通

- 第1ステップ 発生予防
- 第2ステップ 早期発見
- 第3ステップ 早期処置

健康維持、交通安全 どのようなことにでも応用することができます。

③ 松風台自治会ホームページの利用を



④関連資料の引用

茅ヶ崎市から公開情報は、該当するところにその旨 記載
本文中のイラストは、Yahoo Japan 防災・防火イラスト画像などから引用

松風台の大災害 ～地震・火事などに備えて～

発行 松風台自治会 2014年09月30日

編集 松風台自治会防災会 防災会だより第42号

印刷 タマノ薬局/くすりの玉野 700部



安心を携帯しよう「お薬手帳」

緊急時や災害時でも、自分の薬がわかると安心です。



ご自身の安全安心の為、普段からお薬手帳をご活用下さい。

処方せんは当薬局に！災害時、あなたの薬不足に対応できます。

鶴が台団地入口 **タマノ薬局** マルエツ並び **タマノ薬局**ライト店 松風台入口 **くすりの玉野**
高田1-14-6 TEL0467-53-2029 香川1-11-27 TEL0467-51-1237 香川1-38-18 TEL0467-54-7622

この配布文書は、上記 広告主のご協力により印刷されました。